

平成23年度 経済環境委員会 所管事務調査報告

調査事項1：国民健康保険事業の健全運営について

1. 国民健康保険を取り巻く状況

国民健康保険は、被用者保険と後期高齢者医療制度に加入していないすべての人々を対象としており、これまで、国民皆保険制度を支える基幹的役割を担うとともに、医療のセーフティネットとして、地域住民に対する医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献してきたところである。

しかしながら、他の被用者保険等に比べ、高齢者や低所得者・無職者などの占める割合が高い国民健康保険は、少子高齢化の進行や医療技術の高度化などに伴い医療費が増大する一方、長引く経済不況の影響などにより、被保険者の所得水準の低下や保険税収納率の低下など、制度の構造的な問題に加え多くの課題が生じ、全国の市町村においては、極めて厳しい財政運営を余儀なくされている。

このことは、本市においても例外ではなく、今後もより一層厳しい財政運営が予想されることから、安定的で持続可能な制度運営を堅持し、将来にわたり市民が安心して医療を受け、健やかに暮らせる環境を維持・確保するためには、制度設計者である国による抜本的な改革が必要ではあるが、同時に、本市自らが国保事業の健全運営に向けた、効果的かつ効率的な取り組みを積極的に推進していくことが求められる。

2. 本市の現状と課題

(1) 調定額の推移状況（一人当たり）

平成3年度以降の一人当たり調定額を見ると、平成3年度には56,325円であった調定額は、平成22年度には73,156円となるなど年々増加してきており、この20年ほどで約30%の増加率となっている。また、この間の税率改定状況については、据え置きが6回で、残り14回は引き上げ改定を行ってきている。

年度	一人当たり 調定額（円）	伸率 （%）	税率改定	賦課限度額
3	56,325	—	—	44万円
4	54,095	△4.0	所得・資産割の引下げ	46万円
5	57,802	6.9	資産割を引下げ、均等・平等割を引上げ	50万円
6	61,098	5.7	均等・平等割を引上げ	50万円
7	62,933	3.0	均等・平等割を引上げ	52万円
8	63,524	0.9	均等・平等割を引上げ	52万円
9	65,662	3.4	均等・平等割を引上げ	53万円
10	65,245	△0.6	据え置き	53万円
11	64,895	△0.5	均等・平等割を引上げ	53万円

12	68,081	4.9	介護分追加により引上げ	60万円
13	65,125	△4.3	据え置き	60万円
14	63,853	△2.0	据え置き	60万円
15	62,712	△1.8	所得割を引上げ、均等・平等割を引下げ	61万円
16	64,267	2.5	所得・均等割を引上げ	61万円
17	62,923	△2.1	所得・均等割を引上げ	61万円
18	67,355	7.0	所得・資産・均等割・平等を引上げ	62万円
19	69,407	3.0	据え置き	65万円
20	73,519	5.9	据え置き	68万円
21	73,011	△0.7	据え置き	69万円
22	73,156	0.2	所得・均等・平等割を引上げ	73万円
23	—	—	所得・均等・平等割を引上げ	77万円

(2) 被保険者の医療費と所得額の推移状況（一人当たり・一般分）

国民健康保険における被保険者数は年々減少傾向にあるものの、高齢化や医療技術の高度化等により、平成15年度以降、一人当たりの医療費は右肩上がりで確実に伸び続けている。一方、低迷する社会経済情勢を反映して、被保険者に高齢者や無職者を多く抱える国民健康保険特有の構造的な問題から、課税所得が伸び悩むなど被保険者の負担能力は低下してきている状況にある。

《一人当たり・一般分医療費の推移》（単位：円、％）

年度	一人当たり医療費	伸率	県平均
14	202,461	—	199,088
15	207,127	2.3	207,538
16	217,310	4.9	213,944
17	233,853	7.6	226,444
18	238,704	2.1	234,943
19	251,410	5.3	251,095
20	285,557	13.6	285,470
21	299,800	5.0	298,911
22	312,118	4.1	309,986

《一人当たり・一般分所得額の推移》（単位：円、％）

年度	課税対象被保険者数	一人当たり所得額	伸率
14	41,365	457,615	—
15	41,849	417,588	△8.7
16	41,384	403,893	△3.3
17	40,512	403,450	△0.1
18	44,055	400,443	△0.7
19	44,583	415,867	3.9
20	38,771	431,927	3.9
21	37,893	449,394	4.0
22	37,184	401,975	△10.6

(3) 国民健康保険税の収納率の推移状況

収納率（現年分）の推移を見ると、平成19年度までは94%台を確保し、横ばいの状態にあったが、平成20年度からは、比較的収納率が高い75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行したことや、リーマンショック以降の急激な景気の悪化等を背景に、92%台へと大きく落ち込む結果となり、以降低調に推移している。

(※年度別現年課税分 単位：%)

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
収納率	94.60	94.26	94.57	94.37	94.55	94.42	94.23	92.91	92.15	92.88

(4) 本市における財政健全化に向けた取り組み

①レセプト点検

被保険者の資格、給付発生の原因、内容の点検などを行い、医療費の適正化に努めるもの。平成 21 年度実績では、資格と内容の点検により、4,306 万 8 千円の効果を上げている。

②第三者行為求償事務

レセプト点検等により、給付の発生原因が自動車事故等、第三者行為の疑いがあるものについて抽出し、被保険者に確認の上、損害賠償を請求するもので、平成 22 年度では、1,367 万 9 千円の収入を得ている。

③医療費通知

被保険者に、健康意識を深めさせ、ひいては国保事業の健全な運営に資することを目的として、年間 6 回、約 10 万通の通知を行っている。

④重複多受診訪問指導

同じ病気で、2 ヶ所以上の医療機関において診療を受けていたり、同じ医療機関で受診を頻繁に繰り返している被保険者について、その内容を点検した上で、訪問指導を実施する。

⑤ジェネリック医薬品の利用促進

ジェネリック医薬品の利用により、医療費の削減が図れることから、本市では、平成 21 年度に全被保険者にジェネリック医薬品希望カードを配布したほか、新規加入者には窓口で配布している。

⑥特定健診・特定保健指導

平成 20 年度から実施しており、生活習慣病の早期発見や予防により、将来の医療費削減につなげていくものであるが、本市を含め、全国的に受診率が伸び悩んでいる現状である。

⑦慢性腎臓病対策

特定健診の受診結果から抽出した慢性腎臓病のハイリスク者に対して、訪問指導等を行い、生活習慣の改善指導や適正受診の勧奨により、重篤化を予防し、医療費の抑制に繋げていくもの。

⑧税込確保対策

本市の収納率については、表 3 のとおり推移しているが、今後、納付方法について、高い収納率が見込める口座振替への変更を推進していくほか、悪質な滞納者に対しては、差し押さえの実施などにも力を入れていくこととしている。

⑨未申告者対策

所得申告期限までに申告をしなかった者に対し、5～6 月にかけて、2 度の申告催告を行っている。それでも申告がない者については、8 月に 3 度目の催告を行い、9 月には家庭訪問等も実施し、未申告者に対する申告指導を行っている。

4. 他自治体の取り組み状況

☆三重県四日市市（平成 23 年 10 月視察）

（1）保険料と収納状況の推移について

平成 22 年度は、前年度と比較すると、現年度の保険料調定額で約 3 億 4,600 万円減となっており、収納額で 2 億 900 万円の減となっている。平成 19 年度より、収納率については 90%台を割るなど、財政規模は異なるが、本市よりも低調に推移している。

（単位：千円、%）

現年度	H18	H19	H20	H21	H22
調定額	9,319,475	9,551,709	8,544,392	8,606,450	8,260,449
収納額	8,383,340	8,573,866	7,506,097	7,603,843	7,394,588
収納率	90.0	89.8	87.8	88.4	89.5

（2）収納対策の取り組み

- ①平成 21 年度は、保険料収納課を設置
- ②平成 22 年度は、財政経営部収納推進課に税外収納推進係を設置
（国民健康保険料滞納世帯のうち、困難案件を移管処理）
- ③平成 21 年 4 月から、現年度分のコンビニ収納を開始
- ④保険料納付指導員 11 人の活用及び臨時職員の時差出勤による夜間電話等

（3）繰入金の状況

現役世代のときは社会保険に加入し、定年退職後、市町村の国民健康保険に加入することなどから高齢者の割合が高く、医療費の支出が多い一方、年金受給者やフリーターの人など、所得が低い世帯の加入割合も高いため、保険料収入は多く望めないという、国民健康保険制度の構造的な問題から、非常に厳しい財政状況にある。

こうしたことから、国保財政状況に対応するため、平成 17 年度から一般会計からの法定外繰入金を導入している。

（単位：千円、%）

	H18	H19	H20	H21	H22
保健基盤安定繰入金	1,030,531	1,043,942	867,903	906,849	978,538
職員給与費等繰入金	318,310	312,687	324,328	301,667	286,645
出産育児一時金繰入金	100,333	102,867	92,740	93,283	85,767
財政安定化支援事業繰入金	86,660	85,899	80,808	108,718	96,933

その他一般会計 繰入金	490,382	535,947	687,862	590,895	477,507
基金繰入金	3,500	0	0	0	0
計	2,029,716	2,081,342	2,053,641	2,001,412	1,925,390

(4) 特定健診・特定保健指導の実施状況 (H22 年度)

- ① 特定健診は医師会へ、特定保健指導は四日市社会保険病院他へ委託
- ② がん検診との同時受診を勧奨
- ③ 受診勧奨パンフレットの送付、電話勧奨や特定保健指導未利用者へアンケート

特定健診		対象者数	受診者数	受診率	H22 目標値
		54,151	21,282	39.3%	60.0%
特定保健指導	動機付支援	対象者数	受診者数	14.7%	H22 目標値
		1,874	310		
	積極的支援	620	56		

(5) ヘルスアップ事業

① 実施の目的

- i) 肥満、脂質異常症、糖尿病等の生活習慣病の予防、改善に効果的なプログラムの開発、実施
- ii) 保健事業の充実及び市内全域への拡大

② 実施効果 (一人当たりの医療費)

(単位：円)

	教室参加者群	教室不参加群	医療費差額
教室前1年	373,519	371,218	2,301
教室参加1年目	359,811	383,343	△23,532
教室参加2年目	413,256	510,276	△97,020
教室終了後1年	369,956	537,698	△167,742

5. 調査結果を踏まえての本委員会としての要望・提言

国民健康保険制度は、相互扶助の精神に支えられた社会保険制度であり、事業の運営に当たっては、国保に加入している方はもとより、すべての市民が自らの問題として国保制度への理解と関心を高めていくことが重要である。このようなことから、制度の仕組みや財政状況等について分かりやすく情報提供を行うなど、多様な媒体での広報や意識啓発に努めていただくよう要望する。

また、国民健康保険税は、事業の運営を支える最も基幹的な財源であり、保険税収入の確保は、国保財政の健全化を図るとともに、保険税負担の公平性を確保するという観点からも、最も重要な課題であり、今後とも引き続き、収納率の向上に向けた取り組みを、一層強力に推進していただくよう要望する。

次に、レセプト点検は、無駄な医療費の支出を抑制するため非常に有効であり、直接的な財政効果をもたらすばかりでなく、その結果から医療費の構造や実態を把握するための基礎資料ともなり、さらに得られた情報が保健事業の具体的な取り組みの検討材料として活用できるなど、医療費適正化対策として効果があることから、これまで以上に充実強化を図り、取り組みを進めていただくよう要望する。

また、医療費において、その 15%程度を調剤医療費が占めていることから、ジェネリック医薬品の利用促進を図ることで、被保険者の負担の軽減と国保の医療費抑制に大きな効果が見込まれる。このようなことから、医療機関との情報の共有や連携を図り、被保険者に対しジェネリック医薬品への深い理解を促すための情報発信や普及啓発により一層努めていただくよう要望する。

さらに、市民一人ひとりが健康であることは、自らの生活を安定・充実させるだけでなく、結果として医療費を抑制し、国民健康保険制度の安定化にも大きく寄与することから、保健・医療・福祉の連携に止まらず、様々な部署と連携を図りながら、市民の健康づくりに取り組んでいただくよう要望する。

一方で、国民健康保険事業は、被保険者が納める保険税と国・県・市の公的財源によって、独立採算を基本とする特別会計制度により運営を行わなければならないため、保険給付費などの伸びに見合った保険税を賦課することが理想的とされる。しかしながら、低迷する経済情勢の中で、被保険者に対し、増大する医療費や国保制度の構造的な問題によって生じる費用負担のすべてを、さらなる保険税の引き上げとして過重な負担を強いることは困難であることから、今後、一定のルールを設定するなどして、一般会計からの法定外繰入金投入も考慮した運営に努めていただくよう要望する。

調査事項 2：企業誘致の推進と地場企業の振興について

1. 企業誘致の現状と課題について

(1) 企業誘致の現状について

長期化する社会経済環境の悪化や少子高齢化等により、多くの地方都市の財政基盤が低下し、地域間格差が拡大する一方、都市間競争は激化している。このような状況の中、新たな企業の誘致と既存企業の転出防止を図ることは、本市の産業基盤の強化や経済発展の促進、あるいは、新たな雇用の創出とこれらに伴う税収の増加や定住促進にもつながるなど、地域の活性化の鍵を握る原動力となる。また、直接的にもたらされる経済効果のみならず、技術革新や新産業の創出、産学官の連携による先進的な研究活動等と結びつくことにより、経済全般にわたる相乗的な波及効果も期待される。

しかしながら、世界的な景気後退の影響で、企業の投資意欲は減退し、全国的に企業の立地は減少傾向にあり、今後の景気動向等を注視していく必要があるなど、企業誘致活動においてはこれまで以上に厳しい局面を迎える可能性が高い。

(2) 今後の課題について

本市は、国土形成計画の九州圏広域地方計画において基幹都市と位置づけられ、また、定住自立圏構想においても中心市としての役割が期待されている。さらに、昨年末には、東九州メディカルバレー構想特区が、地域活性化総合特区として国の指定を受けるなど、本市を取り巻く新たな動きが追い風となって吹いている。平成25年度には、本市の発展基盤となる東九州自動車道が概ね開通する見通しが立っており、工業都市として集積のある本市にとって、さらなる発展の好機と捉えられる。

しかしながら、企業も進出に際して重要とする視点を持って自治体の取り組みを精査し、以前よりも厳しく立地戦略を進めていくことは明らかであり、企業側のニーズを把握し、それに対応する企業目線がこれまで以上に必要となってくると思われる。

今後、優遇制度の厚薄や企業立地スタッフの過不足など、財政状況等により自治体間の企業誘致力の格差も拡大する方向へと進む感もあり、本市としてはこれまで以上に企業誘致に熱心な自治体としてのイメージを広く発信していく必要がある。

2. 企業誘致の推進における本市の取り組みについて

本市では、クレアパーク延岡工業団地第2工区への速やかな企業立地を実現するため、メディカルタウン構想の推進と連携した医療関連産業や、持続的な発展が見込まれる新エネルギー分野などの大型製造業の誘致活動に取り組むこととしている。また、企業情報交換会議や経済政策アドバイザーの活用により、企業の進出情報等の収集や誘致活動のスピード化に努めることとしている。

(1) 企業立地の推進

- ①市長のトップセールス
- ②特命副市長の企業訪問による上位職者との面談（H24.2.14 現在 23社訪問）
- ③県との連携及び経済政策アドバイザー、本市出身者などの人脈を活用した幅広い情報の受発信や企業訪問

(2) 企業情報交換会議の活用

- ①特命副市長、商工観光部長及び工業振興課職員で構成する企業情報交換会議の活用による地場企業も含めた企業情報等の収集及び訪問企業の選定

(3) 延岡市企業立地促進条例に基づく指定工場等への優遇措置

- ①市内に指定工場等を新增設した事業者に対する、雇用促進奨励金、用地取得助成金等の交付及び固定資産税の課税免除または不均一課税

(4) 延岡市メディカルタウン構想の促進

延岡市メディカルタウン構想の着実な促進を図るため、東九州地域医療産業拠点構想（東九州メディカルバレー構想）と緊密に連携し、地場企業の医療関連産業への参入支援や、産学官連携による医療技術等の研究開発推進のための環境整備に取り組むこととしている。

- ①メディカルタウン構想の推進

- ・ 地場企業の医療関連産業の参入支援
- ・ メディカルタウン構想の情報発信
- ②医療技術等の研究支援
 - ・ 産学官連携による医療技術等の研究開発推進のため、宮崎大学への県との共同寄附により、宮崎大学医学部に寄附講座を設置
- ③健康長寿施策の研究等
 - ・ 九州保健福祉大学、民間企業との連携による、市民の健康長寿の推進に資する新たな取り組みの検討

3. 地場企業の振興について

地場企業は、雇用の創出や地元産業への貢献といった、地域に対する経済貢献ばかりでなく、地域の様々な問題等に主体的に取り組むことのできる立場にあることから、地域の社会的・文化的側面と密接な関係を持ち、地域コミュニティの形成や総合的なまちづくりにおいても重要な役割を果たしている。

現在、中小企業を取り巻く環境は、長引く経済不況に加え、昨今の急激な円高の進行により先行きに不安を抱え、依然として大変厳しい状況にあることから、地域経済の主要な担い手であり、雇用機会の確保、所得水準の向上等を通じて重要な役割を果たしている地場企業の振興を図ることが重要であると思われる。

4. 地場企業の振興における本市の取り組みについて

本市を中心に県北部地域では、旭化成や旭有機材等の中核企業と精密機械の部品加工をはじめとする中小企業群の周辺集積によって東九州有数の工業都市として発展を遂げており、歴史あるものづくりのなかで脈々と受け継がれてきた優れた技術や優秀な人材を有している。

このような中、地場企業の振興に当たっては、官民協働により取り組んでいる「延岡市工業振興ビジョン」の具現化を図るため、各種活動を推進している。

今後、展示会の開催等、中核企業と地場企業とのビジネスマッチングのための取り組みや、第一次産業との連携による新分野・新技術の開拓の促進、さらには、より高度で専門的な対応を可能にするためのコーディネーターの設置などを行うこととしている。

(1) 延岡市企業支援制度について

- | | |
|------------------|------------------|
| ①中小企業技術改善費助成事業 | ④ものづくり人材育成支援助成事業 |
| ②中小企業大学校研修派遣助成事業 | ⑤工業振興ビジョン具現化促進事業 |
| ③製造業等技術製品出展助成事業 | ⑥賃料助成制度 |

5. 他自治体の取り組み状況

(1) 兵庫県神戸市（平成23年10月視察）

- ①神戸医療産業都市構想の推進について

i) 構想の目的

雇用の確保と神戸経済の活性化、先端医療技術の提供による市民の健康・福祉の向上、さらには、アジア諸国の医療水準の向上による国際貢献

ii) 構想の背景

震災からの本格的産業復興、少子高齢化に対応した医療・福祉関連サービス提供体制の構築、関西圏のポテンシャル（製薬企業、大学、研究機関等の集積等）や、神戸のポテンシャル（高度インフラ、国際港都等）の活用

iii) 構想の概要

平成10年10月より、神戸医療産業都市構想懇談会で検討され、平成11年3月に基本構想の報告書が出された。さらに、中核施設の整備が進む中、中央市民病院の移転計画等も踏まえて、平成19年3月に将来計画となる「神戸健康科学振興ビジョン」がとりまとめられた。

iv) 取り組みの効果

- ・企業進出 211 社、新規雇用約 4,600 人（平成 23 年 9 月末現在）
- ・「神戸健康科学振興ビジョン」作成時に経済効果を予測しており、今年度、経済効果の調査・評価を行う予定
（※予測税収効果：22 年度 27 億円、27 年度 51 億円）

v) 今後の取り組みや課題

- ・「高度医療サービスの提供」と「科学的な健康づくりの支援」による持続可能なクラスターの形成を進める
- ・次世代スーパーコンピュータ「京」を活用した生命科学と計算科学の融合による最先端医療技術の実現や、副作用のない革新的医薬品の研究開発を推進
- ・発症メカニズムを解析し、未病の段階で疾患を予防する「先制医療」の実現のためのコホート研究等を推進する
- ・「関西イノベーション国際戦略総合特区」（京都府、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市、神戸市）により、取り組みを推進する

②健康を楽しむまちづくり

医療産業都市構想の研究基盤や成果を、「健康・福祉」に活用し、市民の健康増進とまちの魅力向上、健康関連産業の誘致・育成を図ることを目的としており、平成16年4月に「健康を楽しむまちづくり懇話会」を設置し、平成17年度より、科学的な根拠に基づいた市民の健康を支援する取り組みを開始している。

(2) 三重県四日市市（平成23年10月視察）

四日市市には、石油・化学、半導体、自動車、食品など、多様な工業が集積しており、製造品出荷額等は2兆2,307億円（平成21年工業統計）で、全国の都市の中で第10位と、日本を代表する工業都市の一つとなっている。

①四日市市企業立地促進条例の概要

i) 目的

市内既存事業所の新規設備投資の誘発と、新規立地企業の誘致を積極的に進めるため、平成12年4月に制定された。

ii) 概要

対象は、製造業、研究所、物流業その他製造業を支えるソフト事業で、要件として、製造業は投下固定資産総額5億円かつ償却資産5千万円（中小企業2千万円）以上などがあり、補助額は、対象施設の固定資産税額・都市計画税額に相当する対象税額が10億円までは1/2、10億円を超える部分は1/10（限度額10億円）となっている。

②四日市市民間研究所立地奨励金の概要

i) 目的

市内事業所における研究開発機能の強化を支援するため平成15年8月に制定。

ii) 概要

燃料電池や次世代ディスプレイの開発普及に係る研究や、バイオ・医薬の開発に係る研究、さらには既存製品から高付加価値型製品への転換を図るための研究に対して、研究施設奨励金や研究者集積奨励金を支援するものである。

③四日市市新規産業創出事業補助金の概要

i) 対象事業

市内事業所において行う新技術・新製品開発事業で、独創性や新規性があることや成果が社会に貢献できる可能性が高いことなど条件となっている。

ii) 概要

市内で1年以上事業を営む中小製造業者（限度額200万円）や、大学等の研究機関または企業によって構成される2者以上の連携（限度額100万円）を対象としており、対象経費の1/2以内を補助することとなっている。平成11年の事業実施から、これまで45事業中25事業が商品化されている。

④高度部材イノベーションセンター

県内製造業が競争力を確保していくため、県内の産業構造を「知識集約型の産業構造」への転換が必要であることから、県では、高度部材に係る企業と連携し、高度部材イノベーションクラスターの形成に取り組んでいる。その核として、最先端の研究開発から、中小企業等の支援（課題解決等）までを1ヶ所で行うセンターを整備した。今後、様々な人、組織、機関などが、連携・融合する場を意識的に構築することで、イノベーションを誘発するとともに、多様なイノベーションを生み出せる人材育成も行うこととしている。

(3) 石川県金沢市（平成23年10月視察）

①金沢テクノパーク企業立地助成金の概要

金沢テクノパークを対象に、高度技術工場や地域拠点工場、試験研究所の新設・増設などに対して、5億円を限度額として、土地取得費の20%及び建物・

設備の10%を助成するもの。

②企業立地助成金の概要

いなほ・かたつ工業団地等を対象に、従業員10人以上を有する製造工場の新設・増設・取得(土地取得面積3,000㎡かつ建物床面積1,000㎡以上)に対して、2億円を限度額として、土地取得費の20%及び建物・設備の5%を助成するもの。

③震災特例企業立地助成金

被災企業等が、事業活動を行う際の初期費用を助成するもので、災害救助法適用地域及び東京電力の電力供給地域に立地する被災企業等が対象で、5,000万円を限度額として工場改修や設備取得の10%及び設備移設の50%を助成するもの。

④金沢テクノパーク分譲仲介報奨金制度

金沢テクノパークに進出を希望する企業を金沢市に紹介するとともに、金沢市が当該企業に対して行う誘致活動を支援し、その結果、当該企業と金沢市が分譲契約を締結するに至った場合、情報提供者に対して分譲集会報奨金を交付するものである。不動産を主たる業とする大手事業者には、分譲代金の2%(限度額3,000万円)、それ以外の者で有力な企業情報を持っていると認められる者には、分譲代金の1%(限度額500万円)が報奨金として支払われる。

6. 調査結果を踏まえての本委員会としての要望・提言

企業が地域への立地展開を考える際には、複数の自治体を比較し、企業活動を行っていく上で最も適した条件を備える自治体を選択する。このため、企業の立地選定の決定要因は、優遇措置等も含めた総合的な地域の魅力にあると考えられ、工業用地や道路の整備、教育や研究機関等の人材育成など、地域の魅力を高めていくことが重要であり、本市が積極的に各企業のニーズ等を十分に理解し、立地戦略を展開していくことが重要である。

こうしたことから、企業誘致に係る広報においては、本市の強みや特性など、他自治体との比較による優位性や個性を明確にし、アピールしていくことが重要であるため、企業の視点に立った情報提供を行い、戦略的な情報発信を行っていただくよう要望する。

また、東九州地域において本市が、血液や血管を中心とした医療機器産業の一大拠点としてさらに発展していくためには、核となる医療機器メーカーの集積を一層加速させるとともに、それらを支える地場企業群の形成が必要不可欠となってくる。このようなことから、本市の持つ強みを活かした、より一層効果的な誘致活動を展開するため、医療関連産業に特化した、企業立地促進条例に基づく優遇措置等の拡充を図っていただくよう要望する。

さらに、企業が求める人材や技術を把握し、必要とされる即戦力を養成するため、関係機関や教育機関との連携を図り、人材育成に係る支援策を多面的に講じるとともに、新規事業の開拓を支援するため、産学官の連携をはじめとした地域の特性を活か

した施策展開や技術開発支援を進めていくことを要望する。

一方で、厳しい経済情勢に加え、震災に伴う電力供給の制約などから企業誘致を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。このため、工場立地の減少傾向が進み始めると、方策としての企業誘致の重要性は低下し、地場企業に対する支援が一層強く求められる。このようなことから、昨今の産業構造の多様化に対応し、地場企業の生産活動の拡大を図るため、規模の小さな設備投資や生産設備の増強、既存事業所の拡張などについても助成が可能となるよう支援の拡充を要望する。また、開発行為やそれ以外の事業活動に対しては、許認可、届出事務など多くの行政手続き等が発生することから、円滑で柔軟な手続きができるように、事業化の各段階に応じた総合的・一貫した支援を行うなど、地場企業が活動しやすい事業環境の整備にも努めていただくよう要望する。